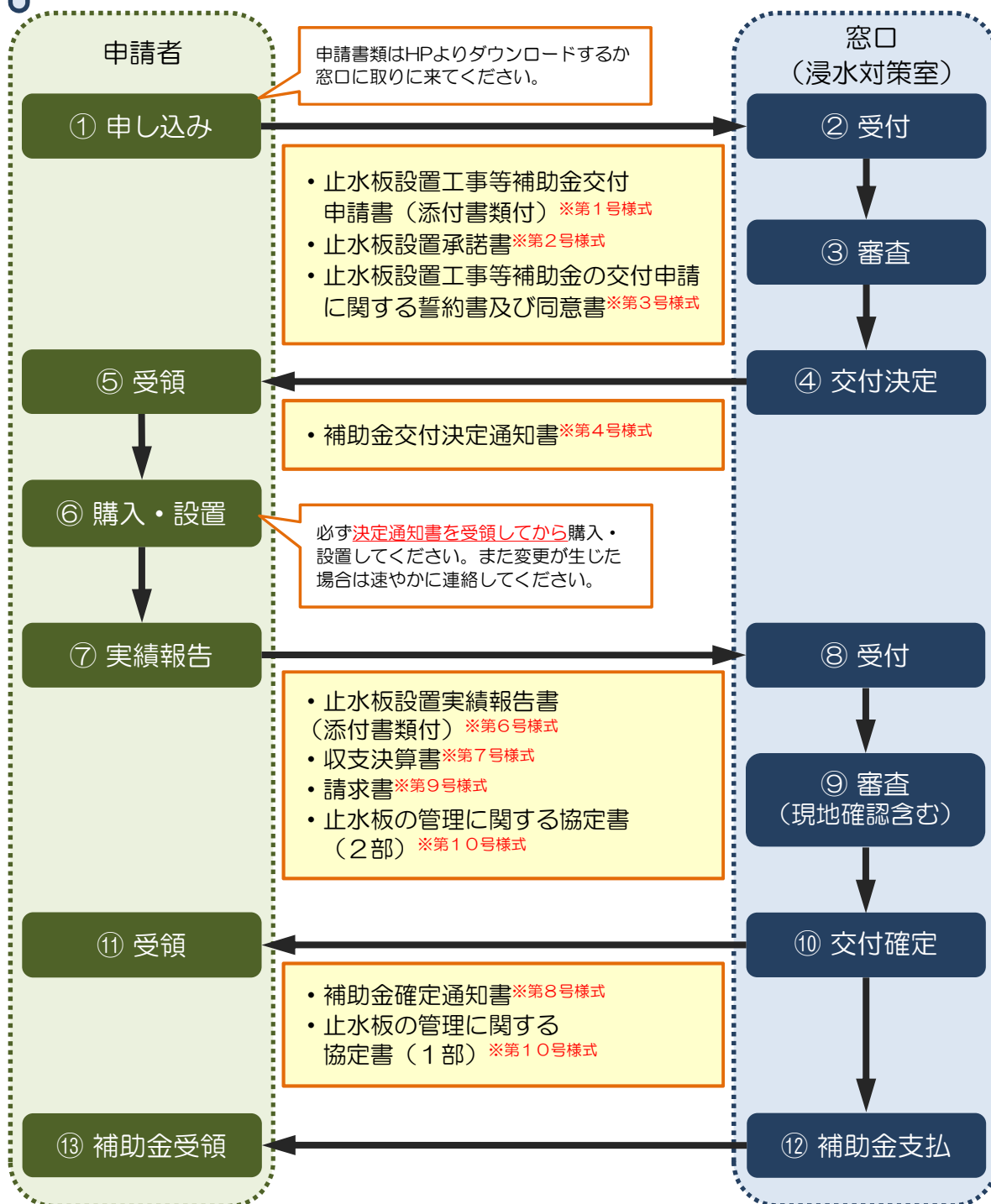


申請～補助金交付までの流れ



※詳細につきましては別添の「止水板設置工事等補助金の申請について」に記載しております。併せてご覧ください。
 ※各書類に押印する印鑑は、同一のものを使用してください。
 ※書類に不備がある場合は再度提出願います。

お問合せ先

倉敷市環境局下水道部浸水対策室
 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
 TEL 086-426-3593



止水板設置工事等補助金の申請について

- ※ 本様式は止水板設置工事等補助金を申請する際の申請様式です。
- ※ 補助の対象区域は**市内全域**です。ただし、高台等の地形その他の立地の状況により、浸水被害の発生が想定できない場所においては補助金を交付できない場合があります。
- ※ 補助の対象は下表のとおりです。いずれも**税抜き金額**です。

	補 助 対 象
簡易な止水板の購入	止水板本体・付属品の購入及び運搬に要する費用
工事を要する止水板の設置	止水板の設置費用、止水板設置に伴う基礎や外壁の止水効果を高めるための工事費用

- ※ 補助金の上限額は、**200,000円**です。
- ※ 購入の際、ポイントやクーポンを利用する場合、利用分は補助対象になりません。
- ※ 必ず**補助対象物の購入、設置前に申請**が必要です。
また、申請後、補助金交付決定を受けるまでは補助対象物を購入、設置しないでください。
- ※ 交付決定を受ける前の補助対象物の購入、設置が判明した場合は、**交付決定を取り消す**場合があります。

【申請方法】

申請書類の入手方法はHPよりダウンロードまたは窓口での直接の受け渡しとなります。

▼ダウンロード▼



① 申込

申請書は、本庁浸水対策室へ提出して下さい。

次の申請書類にご記入下さい。申請時に作成が必要な書類は次の3つです。（書き方は記入例参照）

- ・ **止水板設置工事等補助金交付申請書（第1号様式）**
 - 1 **位置図**：設置場所が市内のどこに位置するか示すもの。
 - 2 **工事の内容及び費用を記載した見積書又はカタログ等**：
簡易な止水板を購入する場合は、機器単価が記載された見積書及び止水性能や構造が分かるカタログ等。
止水板を工事で設置する場合は、工事内容が分かる資料及び工種毎の明細が記載された見積書（相見積りと合わせて2社分）。
 - 3 **平面図その他の設置予定箇所に係る図面**：
申請する敷地のうち、止水板の配置計画を示すもの。手書きで構いません。
 - 4 **土地及び家屋の登記事項証明書**：
土地及び家屋所有者が申請者以外の場合にのみ必要。
 - 5 **設置予定箇所の写真**
 - 6 **市税の滞納がないことを証する書類**：納税証明書。同意書（第3号様式）を提出すればなくても良い。
- ・ **止水板設置承諾書（第2号様式）**：申請者が土地及び家屋所有者と異なる場合に限る。
- ・ **止水板設置工事等補助金の交付申請に関する誓約書及び同意書（第3号様式）**

② 受付

③ 審査

申請者様の下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及びその他市税に関する納税状況を確認します。

補助金額について、

簡易な止水板の場合は、**市が徴収した見積りと申請された見積り金額を比較して安価な方の2/3の額**、

工事を要する止水板の場合は、**徴収いただいた2社分の見積りを比較して安価な方の2/3の額**

が補助金額（1,000円未満切捨）となります。（ただし、上限200,000円）

④ 交付決定

申請者本人宛に**補助金交付決定通知書**を郵送します。

⑤ 受領

⑥ 購入・設置

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をしてください。

次の申請書類にご記入下さい。申請時に作成が必要な書類は次の1つです。（書き方は記入例参照）

- 止水板設置内容変更・中止（廃止）承認申請書（第5号様式）

- 1 変更に係る図面：設置箇所を変更する場合は平面図、製品を変更する場合は構造図。
- 2 変更金額のわかる書類：製品を変更する場合は見積書。
- 3 設置予定箇所の写真：設置箇所を変更する場合に限ります。

※該当するもののみの提出で構いません。

⑦ 実績報告

実績報告書は、本庁浸水対策室へ提出して下さい。

次の申請書類にご記入下さい。申請時に作成が必要な書類は次の5つです。（書き方は記入例参照）

- 止水板設置実績報告書（第6号様式）

- 1 止水板設置工事等に要した費用の領収書の写し及び内訳書の写し：
購入した会社または工事業者から申請者へ発行したもの。
- 2 止水板設置後の現況写真：申請内容どおり止水板の設置ができていることを示すもの。

- 収支決算書（第7号様式）：収入の部と支出の部の計は一致させて下さい。

- 請求書（第9号様式）

- 止水板の管理に関する協定書（第10号様式） ※2部提出して下さい。

⑧ 受付

⑨ 審査

職員が現地にて施工状況を確認します。

⑩ 交付確定

申請者宛に補助金確定通知書、協定書（1部）を郵送します。郵送先が異なる場合は、事前にお知らせ下さい。

⑪ 受領

⑫ 補助金支払

実績報告日を基準として、補助金が口座へ振り込まれます。

【お問い合わせ先】

浸水対策室：086-426-3593

令和 年 月 日

倉 敷 市 長 あて

(自署または記名押印)
〒
住所
申請者
氏名
電話 (- -)

止水板設置工事等補助金交付申請書

止水板を設置したいので、倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助事業名	倉敷市止水板設置工事等補助事業													
2 事業内容	簡易な止水板の購入又は工事を要する止水板の設置													
3 事業の目的	住宅等の浸水被害の防止又は軽減													
4 設置場所	倉敷市													
5 購入・設置に要する費用	円(税抜)													
6 工事業者名	名 称													
	所 在 地													
	代 表 者 電話													
7 添付書類	1 位置図 2 工事の内容及び費用を記載した見積書又はカタログ等 3 平面図その他の設置予定箇所に係る図面 4 土地及び家屋の登記事項証明書 5 設置予定箇所の写真 6 市税の滞納がないことを証する書類 7 その他													
8 補助金振込先	金融機関	☐ 銀行 ☐ 農業協同組合 ☐ 信用金庫 ☐ ()	預金種目	☐ 普通 (総合) ☐ 当座										
	店舗名	☐ 本店 ☐ 出張所 ☐ 支店 ☐ 支所	口座番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										
口座名義 (カタナ)	*上記申請者名、請求書、委任状等と一致すること。													
9 確認事項	☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない													
	☐ 住宅金融支援機構の【フラット35】地域連携型を利用予定													

*この申請書で口座内容を記入された場合は、債権者登録申出書の提出は不要です。

令和 年 月 日

倉 敷 市 長 あて

(自署または記名押印)

土地又は建物所有者(代表) 住所

氏名

電話番号

止水板設置承諾書

止水板設置工事・購入について、下記のことを了承し承諾します。

記

1. 止水板設置場所

倉敷市

番地

2. 止水板設置者

(自署または記名押印)

住所

氏名

電話番号

3. 上記の土地又は建物の所有権を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対しこの承諾内容を継承させ、市に迷惑がかからないようにします。

第 3 号 様 式

止水板設置工事等補助金の交付申請に関する誓約書及び同意書

止水板設置工事等補助金の交付申請にあたり、下記の誓約事項に誓約し、同意事項に同意いたします。

記

- 1 誓約事項
- (1) 申請書及び提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
- 2 同意事項
- (1) 本補助金の交付要件（下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び個人にかかる市税の完納）の調査を行うことに同意します。
- (2) 消費税法に規定する課税事業者となり得る場合、本補助に関する課税状況等の調査を行うことに同意します。
- (3) 暴力団員等でないことを確認するため、本申請に関する個人情報を岡山県警察本部
その他関係機関に照会することに同意します。

倉 敷 市 長 あて

令和 年 月 日

(自署または記名押印)

住 所

申請者 ふりがな

氏 名

生年月日

倉 敷 市 長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

止水板設置内容変更・中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた下記の事業について、以下の承認を受けたいので、止水板設置工事等補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 補助事業名	倉敷市止水板設置工事等補助事業
2 設置場所	倉敷市
3 承認申請内容	1 止水板設置に関する仕様変更 2 止水板設置に関する金額変更 3 止水板設置事業の中止(廃止) 4 その他
4 変更等の理由	
5 添付書類	1 変更に係る図面 2 変更金額のわかる書類 3 設置予定箇所の写真 4 その他
6 その他	中止する場合は、これまでに要した費用は、すべて申請者において負担します。

申請者 住 所
氏 名
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた下記の事業について完了したので、止水板設置工事等補助金交付要綱第9条により報告します。

1	補助事業名	倉敷市止水板設置工事等補助事業
2	設置場所	倉敷市
3	完了年月日	令和 年 月 日
4	施工業者名	名 称 所 在 地 代 表 者 電 話
5	添付書類	1 止水板設置工事等に要した費用の領収書の写し及び内訳書の写し 2 止水板設置後の現況写真 3 その他

収 支 決 算 書

収 支 の 部

科 目	金 額	説 明
市補助金（予定）		
自 己 資 金		
計		

支 出 の 部

科 目	金 額	説 明
購入費・設置費		
消 費 税		
計		

申請者 住 所

氏 名

請 求 書

令和 年 月 日

倉 敷 市 長 あて

下 記 金 額 を 請 求 し ま す 。

住 所

法人名
(氏名)

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
請求金額										

内 訳 倉敷市止水板設置工事等補助金

止水板の管理に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、止水板について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、次のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、乙により設置された止水板とする。

第2条 止水板とは、住宅等の内部への浸水を防止するため、当該住宅等の出入口等に設置される防災設備をいう。

第3条 乙は、止水板の機能を維持するため、設置目的を理解して維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第4条 甲は、必要に応じて止水板の点検を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第5条 乙が設置した止水板の変形、破損等又は止水板の異常からその他のものに事故、問題等が生じて甲は、その責を負わない。

第6条 乙は、止水板が廃止されない限りにおいて、その施設を存続させ、その保全に努めなければならない。

2 乙が、止水板を廃止し、又は変更しようとするとき、若しくは転居等に伴い第三者に譲渡するときは、止水板設置工事等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3 乙は、止水板を第三者に譲渡するときは、後継管理者から所定の止水板継承届を提出させなければならない。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し、決定するものとする。

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から止水板の財産処分の通知を受けた日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

（自署または記名押印）

乙

止水板の管理に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、止水板について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、次のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、乙により設置された止水板とする。

第2条 止水板とは、住宅等の内部への浸水を防止するため、当該住宅等の出入口等に設置される防災設備をいう。

第3条 乙は、止水板の機能を維持するため、設置目的を理解して維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第4条 甲は、必要に応じて止水板の点検を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第5条 乙が設置した止水板の変形、破損等又は止水板の異常からその他のものに事故、問題等が生じて甲は、その責を負わない。

第6条 乙は、止水板が廃止されない限りにおいて、その施設を存続させ、その保全に努めなければならない。

2 乙が、止水板を廃止し、又は変更しようとするとき、若しくは転居等に伴い第三者に譲渡するときは、止水板設置工事等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3 乙は、止水板を第三者に譲渡するときは、後継管理者から所定の止水板継承届を提出させなければならない。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し、決定するものとする。

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から止水板の財産処分の通知を受けた日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

（自署または記名押印）

乙